

○放送施設整備費補助金交付要綱

平成 17 年 3 月 28 日

告示第 5 号

(趣旨)

第 1 条 放送施設整備費補助金の交付に関しては、大山町補助金等交付規則(平成 17 年大山町規則第 46 号)によるもののほか、この告示の定めるところによる。

(交付)

第 2 条 町は、次に掲げる経費について町長の認定した事業費から 2 万円を除いた額を基準として、予算の範囲内において 2 分の 1 以内の補助金を交付する。

- (1) 部落放送施設の新設及び増設(施設に必要な附属品一切を含む。)
- (2) 部落放送施設の修繕(放送線の宅内配線及び各戸に設置された拡声機を除く。)

(基準)

第 3 条 補助金の交付申請その他補助金の交付に必要な手続は、大山町補助金等交付規則に定めるところによる。

(その他)

第 4 条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 17 年 3 月 28 日から施行する。

附 則(平成 20 年 5 月 21 日告示第 61 号)

この告示は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。